

**重 要****非常変災時の措置（令和元年5月改訂版）****1 警報発表時の場合を次のように変更します。**

警報とは伊予市に発表された「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」、及び、全ての「特別警報」を指します。

| 警報発表の時刻         | 対 応             | 備 考          |
|-----------------|-----------------|--------------|
| 登校前に発表されている場合   | 自 宅 待 機         | 外出しない        |
| 午前 7時までに解除      | 授業の準備をして登校      | 給食あり         |
| <b>午前 7時を経過</b> | <b>臨 時 休 業</b>  | <b>外出しない</b> |
| 登校後に発表された場合     | 天候や通学路の状況等により判断 |              |

※ 伊予市内の小中学校で同じ対応とします。また、昨今の自然災害では、警報が解除された後も通学路等が危険な状況が予想されます。そこで、上のように変更いたします。御理解と御協力をお願いいたします。

**2 「避難指示」が発令された場合**

- (1) 本校校区の全域に、「避難指示」が発令されている場合は上記1と同じ対応措置をとります。
- (2) 本校校区の一部の地域に「避難指示」が発令されている場合は、保護者の判断により通学路の安全が確保できるのであれば登校させてください。ただし、安全が確保できない場合は、登校を見合わせ、学校(982-0063)まで御連絡ください。(出席停止扱いとします)

**3 「震度5強」以上の地震が発生した場合**

| 場 面     | 対 応      | 備 考                         |
|---------|----------|-----------------------------|
| 家庭にいる場合 | 臨 時 休 業  | 安 否 確 認 を 実 施               |
| 学校にいる場合 | 安全な場所に避難 | 生徒は保護者に引き渡し(引き取りに来るまで学校で待機) |

※ 震度5強未満でも実際の被害状況によっては、学校の判断で同様の対応をする場合があります。

**4 Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合**

- 登校前は、自宅待機とします。テレビ等で情報を注視し、他の地域への着弾等で安全が確認でき次第、登校させてください。
- 被害状況等により、臨時休業の措置をとる場合は、連絡します。

**5 お 願 い**

- 学校の電話は、緊急連絡用として使用しますので、お問い合わせの電話は御遠慮ください。
- 登校後、上記の非常変災となった場合は、学校からの連絡が受けられる態勢をとるようお願いいたします。緊急時の連絡は、まちCOMIメールと学校ホームページで行います。

※ まちCOMIや学校ホームページで確認できない御家庭は、学級担任にお申し出ください。学校から電話連絡いたします。

- 上記の非常変災時及びそれ以外の場合においても、通学路等で崖崩れや冠水など、危険な状態が生じている場合は、保護者の判断で登校を見合わせていただき、学校へ御連絡ください。

※ **前の文書を破棄し、この文書を御家庭の目につくところに貼っておいてください。**